

ヤングケアラーを支援

社会福祉事業団県内9カ所に相談窓口

日常的に家族の介助をしている子どもたち「ヤングケアラー」からの相談を受け付ける窓口を兵庫県社会福祉事業団が開設した。老人ホーム入所への支援や悩みへの助言などを行い、負担が少しでも解消できるようにする。

ヤングケアラーは、大人が担うような責任を引き受け、病気や障害などケアが必要な家族の世話や家事をする18歳未満の子どもを指し、ケアラー自身への支援が課題となっている。

同事業団は県内9カ所で運営している高齢者施設にケアラー向けの相談窓口を設置。特別養護老人ホームへの入所決定などの際、これまで考慮していなかったケアラーを新たに在宅介護困難者に位置付け世話をしている高齢者の待機順位を繰り上げる。また在宅介護サービスの紹介や地域包括

支援センターへのつなぎ業務なども行う。同事業団高齢者事業本部 ☎078・929・5655 (堀内達成)